

日 時 平成25年1月5日（土）19:00～21:10

場 所 志津南市民センター（多目的室）

出席者 （会長）中原、（副会長）増田、松本

（町内会長）扇、北尾、山本、小松原、藤田、坂田、岩崎

（グループ代表）小野、山本、山中

（監事）齊藤、谷口（事務局）木村、妹尾、長谷川、佐田

欠席 清水、齊藤（3丁目）

〈敬称略〉

### 1. 会長からの報告・連絡

本年もよろしくお願ひします。

4月の総会までということで、あと4ヶ月よろしく。

#### ・まちづくり行動計画特別委員会からの「答申書」について

昨年4月の理事会で特別委員会を立ち上げることを提案し、5月に委員の委嘱をして、中長期的目標と喫緊の課題について諮問し、8月に喫緊の課題3点について中間報告を受け、最終12月22日に私と副会長2名が答申書を受領した。委嘱以来8ヶ月間毎週のように協議され答申書をまとめていただいたものである。答申内容について理事会において真剣に議論していきたい。2月の理事会において審議することとする。それまでに熟読し自分なりの意見をまとめておいてほしい。

（小松原） どういう思いで進められたのか要点だけを説明してほしい。

（小野） まちづくり指標の具体化に向けてと喫緊の課題について諮問したはずなのに、それ以外のことが多く述べられていてわかりにくい。諮問事項に合ったポイントに整理（紙1～2枚で）して説明してもらおう場としてなら、1時間程度の説明の場があってもよい。

（山本和）（扇）（北尾）（藤田）（坂田）

この答申を、そのまま次の役員に引継ぎすることは内容的に難しいものがある。

（中原） 現町内会長と次期町内会長予定者の合同の説明会を開くということか。

（山本啓） 理事会のあり方も含まれており、一つずつ問題解決していく必要がある。

（岩崎） 内容が膨大であり、骨子の書いたものはほしい。それを説明してもらい疑問点を聞くという形であればうまくいくのではないか。

（山中） 私たちがしっかり読み込んで理解することが必要だ。その上で委員の思いを聞きたい。

#### 【結論】

諮問した側として、答申書の内容について理解・判断する義務がある。次年度役員がそろそろ決まってくるので、3月に入って次期役員を入れて説明会を開催することとしたい。それまでにそれぞれ答申を読み込んで、自分なりに整理・理解しておいてください。新役員予定者にも、答申書は配布する。

### 2. 各町内会・各グループ・事務局からの報告・連絡

（文化体育 G・山本）1月13日に左義長を実施するのでご協力願ひたい。特に、前日準備については、よろしくお願ひしたい。各町内会副会長にはすでに伝えている。

（地域福祉 G・小野）市社協が、県内の社協や職員の研修用に福祉活動事例集のDVDを作成される。その中で、地域の居場所づくりの事例として、当地区のふれあいハウスが県内の先行的事例として紹介される。

### 3. 審議事項

#### 1) まちづくり協議会組織の改正について

〈12月に出した改正案について、改めて、理由と内容について説明〉

ア、当初提示案（11月提示）から12月提示の「改正の案」への変更点3点について

- i、町内会の自主防災組織について  
11月理事会で、「自主防災組織検討委員会」を立ち上げ検討していくこととなったので、現行の通りの「自主防災会」とし、これまでの組織図に、自主防災会が抜けていたので、改めて記載した。
- ii、交通防犯委員会と環境美化委員会の統合について  
統合することを提案していたが、両委員会委員長と意見交換をして、時期尚早であるということとなり、統合はしないことにした。
- iii、子ども育成グループの子ども会と地域協働合校推進委員会の統合について  
統合することを提案していたが、各団体、関係者とも協議した結果、各団体が対象とする子どもの範囲（志津南地区と志津南学区）が異なるため、現行の通りとした。  
以上3点について、これは、皆さんの意見も反映しているのでご理解願いたい。

イ、その他の改正理由について改めて説明する。

- i、若草地区町並み保存委員会については、若草1丁目から8丁目までに限定された区域に関する組織で、志津南地域全体にかかわらないものであるが、若草地区限定とはいえ地域の9割を占める重要な活動であり、本部の一部局に入れた。  
これに伴い、環境保全Gには環境美化委員会しか残らないことになりグループでなくなる。よって、環境保全Gを廃止し環境美化委員会を「暮らし安全G」に入れ、名称を、「暮らし安心G」に改名する。
- ii、少年補導委員が当地区には4人おられる。承諾を得たので、少年補導委員会をまち協に入っていた「子ども育成G」に加える。
- iii、a) ボランティア スクールガードは、ボランティアとしての活動であり、「まち協の枠組みの中に縛られたくない」ということで、  
b) NPO若草の家は、特定の人で構成された方の活動ということで、  
c) 志津南公民館は、公的機関であることから住民組織には入れるべきではないという理由から、それぞれ構成団体から外した。
- iv、名称の変更として、  
a) 広報局を広報委員会に戻す。  
b) ふれあい実行委員会は、その下にふれあい夏まつり実行委員会があり、上部組織としては、ふれあい推進委員会がふさわしい。  
c) 人権教育委員会は、あたかも委員会の委員が人権教育を行うような感じに取られがちなので、人権教育の推進を担当する人という意味で、人権教育推進委員会に改正する。
- v、集会所管理に関しても、若草地区に限定されることであり、「若草地区集会所管理委員会」として、若草地区町並み保存委員会と同様に、本部の一部局とする。
- vi、複数のグループに入れていた民生委員・児童委員協議会と健康推進員連絡協議会を「地域福祉G」のみに、小学校PTA志津南地域部を「子ども育成G」のみとする。

(北尾)現行では、組織図に（町内会役員の兼務は可）と記されてあるがどうなったか。

(中原)それは各町内会の判断であり、まち協としては関与しないので削除した。

(小松原)兼務可を抜くことなく、入れておいたらよいのではないかと。自主防災会の記載は別になくてもいいのでは。

(小野)町内会と自主防災会はまったく別の組織である。重要な組織であり、現行の組織図に抜けていたもので、明記したことは良い。

(増田)町内会の防災役員については、各町にまかすということか。

(中原)そうだ。

#### 【結論】

改正案のとおり、了承された。

なお、組織改正が行われるに伴い、必要な会則の改正も行う。

まちづくり協議会会則の中に、集会所管理規定があるが会則から分離して、「若草地区集会所管理規則」をつくる。

これらに関して、関係会則の改正案を2月の理事会に提案し、3月に審議することとする。

## 2) 平成25年度総会議案書(素案)構成について

## 1号議案 平成24年度活動報告

\*各理事は、実績を紙ベースで2月末までに提出願う。

## 2号議案 平成24年度決算報告および監査報告

(1) 自治連合会(24/2/16~24/3/31)

(2) 自治連合会(コミュニティ基金)(24/2/16~24/3/31)

\* (1)、(2)は、昨年の総会時は、2月15日閉めで報告していたので、翌日から24年度末までの分を掲示することとなる。

(3) 若草地区集会所基金(24/4/1~25/3/31)

コミュニティ基金は24.3.31で、若草地区集会所基金へ移管改正し廃止。

(4) まちづくり協議会(24/4/1~25/3/31)

平成24年12月31日現在の決算額が報告された。

(4) 会計監査報告

## 3号議案 会則改正(案)

協議会会則など、2月の理事会で提示し、3月理事会で審議する。

## 4号議案 平成25年度役員選出

会則第8条により、次期会長と監事を理事会で選定し総会に諮るので、2月の理事会までに候補者を考えておいてほしい。

## 5号議案 平成25年度活動計画(案)

各町内会・各団体は、2月末までに紙ベースで、提出願いたい。

## 6号議案 平成25年度予算(案)

予算編成に関して

まち協会費の内訳で、

i、集会所経費は岡本町西町内会とほか8町とは異なることから、本来、会計を分離すべきだった。余剰金約350万円に、集会所維持費の収支余剰分が300万程度含まれていると推算される。今回分離し、200万円を集会所基金に繰り入れることを提案する。2月に議論し結論を出すので考え方をまとめておいてほしい。

ii、予算案は、大きく分類として、一般会計、特別会計①「若草地区集会所維持管理」特別会計②「若草地区児童公園等維持管理」とする。

特別会計①、特別会計②は、従来、若草1~8丁目の共通事項として、自治連で集めて共同管理してきたもので、岡本町西町内会は独自で行っている。よって、一般会計(志津南地区まちづくり活動)から分離する。

iii、一般会計は、収入は、前年度繰越金、各団体繰入金、会費、地域一括交付金、まち協運営交付金、ふるさとづくり交付金、草津栗東防犯自治会支援金、資源回収活動事業推進奨励金、資源回収活動収益金、雑収入である。

\*資源回収について、子ども会が行っていたが、来年度からまち協で取り組み、市の資源回収推進奨励金は実施全回数分申請するので増額となる。

iv、支出は、本部経費として理事会、事務局、広報委員会の経費および各グループ活動費として、グループごとに計上する。

◆予算を伴う活動の活動計画案を、各グループの各団体に、2月末までに提出するようグループ会議で依頼してほしい。

◆予算編成にあたっては、調整会議を設ける予定である。調整会議をどのようにするか2月理事会で審議決定し、3月までに予算調整を行い、予算案を策定していきたい。

: 予算書における戸数は、4月1日現在としたい。

## 3) 会議予定の調整について

現行の毎月第3週に開催している町内会の会議を、各委員会と入れ替えて第2週にするかなど、来年度の会議開催日程を2月理事会で審議・調整する。検討しておいてください。

## 4) コピー費(コピー代、用紙代)の負担について

今年(5~12月)のコピー使用量(使用料金)の各町内会間等の差が大きく、不公平感が生じる

のではないかと考える。各町内会・団体の負担としてはどうかと考えている。2月の理事会で審議決定したい。

5) まち協会費について

＜小松原理事（5丁目町内会長）の提案＞

年度途中の転出には町内会費は精算しているが、まち協は半年単位となっていて精算する仕組みではなく、町内会に対して精算とならない。これは不合理であり、会則第20条に、「調整する」と加えて、返金してもらえるようにしてほしい。

(会長) 町内会会則で、町内会費は1ヶ月500円で、それを4月と10月の2回に分けて支払ってもらっている。まち協は、年間会費である。(徴収は4月と10月の2回)

(斎藤) 町内会の会則どおり6か月分を一括徴収するのが本来である。まち協との関係で精算できるようにするかは議論していけばよい。

(小野) やり方はともかく、不公平感があれば改めればよい。

(山本啓) 変動分の精算をすることで、明文化したらどうか。

(増田) (北尾) 精算するべきだ。

(岩崎) 岡本町西では、増加しているので逆の現象となっている。

(山中) 事務的にも大変なので、戸数の変動は考慮しないでよいのではないかと。

(扇) まち協会費は年2回払いで一括納入が効率的である。

(斎藤) 会則改正する場合は、「調整する」というようなあいまいな表現は避け、具体的に書くべきである。

【結論】

戸数に変動があった場合は、「半年ごとに調整する」ということとして、会則改正することとする。文言は、改めて検討する。

6) ふるさとづくり交付金事業について

現在、提案が5件あるが、広く住民にPRして事業案を出してもらいたいので、募集することとしたい。

なお、当交付金の趣旨・目的に合致するかどうかは、市と協議し指導を受ける。

【本日のまとめ】

- ・2月に審議する事項は、集会所繰入金の件、会長・監事の選定、予算調整会議の件、まち協の会議日の順番の設定、コピー機使用料の件、ほか、本日審議できなかった集会所の将来構想、CATVの有効活用について議論したい。
- ・協議会関係の会則改正案については、2月理事会に提示、3月審議とする。

以上